

新潟市巻地区通学バス定期券交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新潟市巻地区の児童生徒の通学に必要なバス定期券（以下「定期券」という。）を交付することにより、保護者の負担軽減を図り、もって義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 対象者は、次の各地区に居住し、路線バスを使って通学する児童生徒で、学校長が認めたものとする。

- (1) 巻南小学校に通学する児童のうち、平沢地区、福井地区、巻舟戸地区、松郷屋地区、峰岡地区
- (2) 巻北小学校に通学する児童のうち、仁箇茶屋町地区、布目地区
- (3) 巻東中学校に通学する生徒のうち、上木島地区、下木島地区、天神町地区、平沢地区、福井地区、巻舟戸地区、松郷屋地区、峰岡地区、鷲ノ木地区
- (4) 巻西中学校に通学する生徒のうち、越前浜地区、角田浜地区

(期間)

第3条 対象期間は、次のとおりとする。

- (1) 巻南小学校、巻北小学校に通学する児童については、通年
- (2) 巻東中学校に通学する生徒については、11月から3月の5ヶ月間
- (3) 巻西中学校に通学する生徒については、通年

(交付申請)

第4条 交付の申請は、次のとおり行う。

- (1) 定期券を必要とする対象児童生徒の保護者は、学校長にバス定期券申込書（別記様式第1号）を、提出しなければならない。
- (2) 学校長は、前項の提出を受けたときは、実情を調査し確認した後、バス定期券申込報告書（別記様式第2号）を添えてこれを市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査したうえで定期券交付の可否を決定し、利用開始日までに学校長を経由してこれを交付するものとする。

(変更の通知)

第6条 交付対象児童生徒が転出あるいは通学方法を変更した場合は、保護者はその旨を異動報告書(別記様式第3号)により、学校長を経由して市長に報告しなければならない。

(定期券の返還等)

第7条 前条の変更事由により第2条に掲げる対象者でなくなった場合は、当該保護者は、使用中の定期券を、速やかに学校長を経由し市長へ返還しなければならない。

2 市長は、前項の規定による定期券の返還を受けた場合は、当該定期券を発行した交通事業者の定めるところにより、定期券の返還及び払い戻しの手続きを行うものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年10月10日から施行する。

(合併に伴う特例)

2 平成17年度に限り、合併前の旧巻町教育委員会並びに学校長に提出された申請は、第4条の申請があったものとみなす。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

バス定期券申込書

年 月 日

（宛先）新潟市長

申込者（保護者）

住所 新潟市西蒲区

氏名

児童・生徒氏名		学 年	年
登校時の 乗車停留所			
バス利用期間 ※1、2のいずれかに ○印をつける	1 通年（4月～3月の1年間） 2 冬期間のみ（11月～3月の5ヶ月間）		
備 考			

※ 学年欄は、バス利用期間における学年を記入してください。

別記様式第2号（第4条関係）

第 号
年 月 日

（宛先）新潟市長

新潟市立 学校長

バ ス 定 期 券 申 込 報 告 書

このことについて、別紙のとおりバス定期券申込がありましたので、報告します。

別記様式第3号（第6条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

（保護者住所）

（保護者名）

バス定期券異動報告書

このことについて、下記のとおりバス定期券交付対象児童・生徒に異動がありましたので、報告します。

記

1 対象児童・生徒名

2 異動年月日 年 月 日

3 異動内容

ア 校区外転出

イ 通学方法の変更（バス以外）

ウ その他（ ）